

原告第11準備書面(要旨)

- 1 本件で問題になっている、大垣警察が保有する原告らの個人情報について、個人の人格的自律に関わる固有情報か、それともその他の外延情報かを分けてその要保護性を検討することは、困難である上有用ともいい難い。
- 2 本書面では、固有情報か外延情報かという視点から、各情報を一応分類はしているが、本件の議事録は、会話内容を民間企業の従業員が記録したものであり、岐阜県警が保有している原告らの個人情報そのものではない。しかも、岐阜県警が原告らの自己情報請求に対し存否応答拒否処分をしたため、情報の全容を具体的に分類することはできない。
- 3 従前外延情報と扱われてきた住民票コードや氏名、住所などの個人識別情報は、特定の人を個人情報として収集するときのいわば金庫の「鍵」になるものであり、慎重に扱われるべきである。

他方、金庫の「中身」ともいうべき個人情報はだれとの関係でも秘匿性が高いわけではない。例えば医療情報は、医療従事者との関係では開示されるべき情報である。これに対し、DV被害者の住所情報は、DV加害者との関係では極めて秘匿性が高いである。個人情報の要保護性(秘匿性)の高さは、個人情報の主体である本人と、問題となっている個人情報の内容と、本人と相手方との関係によって、相対的に決まるものなのであって、情報の類型によって一律に決まるものではない。

自分のどのような個人情報をどれくらいいつだれに提供するかは、本人が決めるべきである。本人が自己情報を自ら外部に発していると常に要保護性が低いと判断するのは、個人情報の公表の仕方について失敗した人は、生涯、晒し者になっても仕方がないという法的評価をするのに等しく、明らかに正義に反し、不合

理である。

4 監視行為の長期継続性

岐阜県警警備部による原告らに対する監視は、長期間にわたり原告らの日常生活に深く入り込んでいることが議事録の記載から窺われる。

収集された個人情報は、当然の権利自由として保障されている行動に関するものであり、社会的に害悪をもたらすものでないから、およそ監視対象にされるべきものではない。

しかも本件は、収集される個人情報も利用目的も無限定であり、不正確な情報が蓄積される可能性があるから、過去の裁判例と比較しても本件の権利侵害は重大である。

5 「公共の安全」を害する者というレッテル貼りによる人格権侵害

大垣署警備課の警察官らはシーテック社の従業員らに対して原告らについて話すとき、大袈裟に、合理的根拠のない憶測を交えて話し、原告らに対する恐怖心を抱かせるための警告を行っている。

岐阜県警警備部は、原告らに関する虚実織り交ぜた個人情報を収集・蓄積し、原告らが社会にとって有害な人物だとする評価をし、それを外部に流し、原告らの人格を蹂躪している。

個別の個人情報の性質を個別ばらばらに検討するのでは、公安警察活動として原告らの個人情報が収集されたことの人権侵害性を的確に評価することにはならない。公安警察が市民を勝手に「公共の安全」を害する者と決めつけ、その者について不正確な個人情報をデータベースに蓄積し続け、適宜、勝手に利用し続けている。このような行為態様こそが不法行為の本質である。

6 公安警察が「裁判官データベース」を作った場合などを想像し、この問題を考えていただきたい。

以上